

# CSRD案とは何かについて知っておくべきこと



サステナビリティ報告は今や財務報告と同等の基礎に基づくものとなります。CSRD案は、革新および投資機会に基づく持続可能な経済システムへの移行の促進を後押しすることになります。

メイリード・マクギネス氏

金融サービス・金融安定・資本市場同盟担当欧州委員

2022年6月22日

世界中の利害関係者は、企業の環境、社会、ガバナンス(ESG)のリスクと機会に関する透明性を求め続けています。米国では、現在、米国証券取引委員会(SEC)が、2022年3月に公表した気候開示に関する規則案に対するフィードバックを評価しているところです。しかし、企業は、SECの要求事項の提案よりも多くのことに取り組まなければならない可能性があります。2022年6月、欧州理事会と欧州議会は、欧州連合(EU)のESGに関する規則を確実に実現するための措置を講じ、その暫定的な合意に達しました。その合意には、世界中の企業に影響を与えることが見込まれる、EUのESGに関する報告要件の範囲および採択のスケジュールが含まれています。

このEUの規則は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案の一部であり、現行のEUにおける非財務情報の開示要件に基づき報告を行っている企業よりも多くの企業に影響を与えることになり、これには米国やその他のEU域外の特定の企業およびそのEU域内子会社も含まれます。CSRD案は、より多くの企業にサステナビリティ開示を義務付けることにより、企業行動の変容を促し、財務報告と同等のサステナビリティ報告を(徐々に)もたらずことを目指しています。

企業またはその子会社がCSRD案の範囲に含まれるかどうかの決定は多少複雑です。適用範囲に含まれている場合であっても、グローバルの連結レベルでの報告の必要性、適用が要求される基準および発効日は、固有の状況によって異なります。しかし、明確なことは、2024年度(2024年1月1日以後開始事業年度)より適用が開始される可能性があり、その要求事項は広範囲であるということです。

CSRD案は、SEC規則案によって義務付けられる気候関連リスクの開示事項やEUにおける現行の非財務情報開示の要求事項のいずれよりもはるかに超えています。この新たな要求事項の影響を評価していない企業は、CSRD案の遵守に向けて対応を急ぐことになるでしょう。



## 先手を打つ: CSRD案の主要な要求事項



欧州の消費者は、企業のビジネスが人権や環境に及ぼす影響に関してより多くの情報を得ることになります。グリーンウォッシング(偽善的な環境への配慮)は終わったのです。

ブルーノ・ル・マリー氏

欧州理事会 経済問題・財務  
および産業・デジタル主権担  
当大臣

2022年6月21日

EUの現行の報告要件を定める非財務情報開示指令(NFRD)は、2017年以降、すべてのEU加盟国で施行されており、従業員500人超の大規模な上場企業、銀行、保険会社に対して、環境および社会への影響に関する情報の開示を要求しています。その後、2050年までに気候中立を達成し欧州の生息環境の保護を意図したECの政策上の取組みである2019年12月「欧州グリーン・ディール」が締結されました。この取組みの一環として、また、投資家および他の利害関係者からの要請に応えるため、ECは、(1)投資家やその他の利害関係者に対する報告を拡充し、持続可能な投資のための基礎を強化すること、(2)EU域内で活動する企業に対して気候変動の緩和に向けた動機付けをすること、という2つの目的により、NFRDを見直す意向を表明しました。

2022年6月、欧州委員会、欧州議会および欧州理事会は、CSRD案の規定に関する政治的合意に達しました。現在はこの重大な段階に達し、CSRD案の文言について法的なおよびテクニカルなレビューが実施されており、今後は軽微な変更が生じる可能性があります。欧州議会と欧州理事会はこれを正式に承認する必要がありますが、承認は今年後半になると見込まれます。承認と官報掲載を経て、EU加盟国は18か月をかけてCSRD案の国内法制化を行います。このプロセスの間に、EU加盟国は、範囲などの潜在的に重要なエリアに関して変更を加える可能性があります。

CSRD案は、サステナビリティの問題が企業のビジネスにどのような影響を与えるのか、また企業の活動が人や環境にどのような影響を与えるのか(いわゆる、「ダブル・マテリアリティ」)について、包括的かつ詳細な開示を要求することになります。これは、投資家にとって重要性のある情報に基づくという、SECの重要性に関するより狭義の概念とは対照的です。また、SEC規則案が気候に特化しているのに対し、CSRD案の要求する開示は、より広範囲のサステナビリティに関する全般的なトピック(例えば、気候変動、生物多様性とエコシステム、労働条件、人権、企業倫理など)を対象としています。これらの開示要求については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が開発中の新たな欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案において詳細が定められており、このEFRAGは過去に欧州委員会に対して国際財務報告基準(IFRS)のエンドースメントに関する助言を行っています。

以下では、企業がCSRD案を検討し、どのような影響を受けるのか、または影響を受けるかどうかを評価する際に、最も重要視されるとPwCが予想する質問に対する回答を記載しています。

### 多国籍企業がCSRD案の適用範囲に含まれるか否かの決定要因は何か

2022年6月に達した暫定合意では、2021年4月に公表されたCSRD案の実質的な原則の多くが確認されました。適用範囲に関する規定は変更されましたが、依然として広範囲であり、EU域内で活動する多くの企業に適用されることが意図されています。CSRD案に基づく報告義務のない企業であっても、バリューチェーンに関する情報開示の範囲に含まれる企業に対する要求事項により、あるいは、報告義務のあるEU企業の子会社であることにより、顧客、サプライヤー、投資家、または貸手から情報の提供を求められる可能性があります。

CSRD 案は、以下の方法で、米国およびその他 EU 域外の企業に適用される可能性があります。



多国籍企業は、その子会社が以下の要件のいずれかを満たす場合に、当該子会社レベルでの報告が要求される。

- EU 規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を有している。
- 2 期連続の年次貸借対照表日において、以下のうち少なくとも 2 つの指標を満たすと定義される、「大企業」である。
  - 総資産 20 百万ユーロ超 (2022 年 6 月 30 日現在で約 21 百万ドル)
  - 純売上高 (収益) 40 百万ユーロ超 (2022 年 6 月 30 日現在で約 42 百万ドル)
  - 平均従業員数 250 人超

また、単体ではこの規則の適用範囲に含まれない子会社も、規則の適用範囲に含まれる「大企業グループ」の一部かどうかを決定するための評価が必要となる。



多国籍企業は、親会社が EU 規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を有している場合、グローバルの連結レベルでの報告が要求される。

子会社に対する報告要件に加えて、EU 域内で発生した連結純売上高 (収益) が、直近 2 期連続で各々 150 百万ユーロ (6 月 30 日現在で約 157 百万ドル) を超え、かつ以下のいずれかを有する場合には、米国または EU 域外の企業について、グローバルの連結レベルでの報告が要求されることになる。

- EU 域内に少なくとも 1 つの「大企業」の子会社を有している、または EU 規制市場に上場している子会社を有している、または
- 前年に 40 百万ユーロ (6 月 30 日現在で約 42 百万ドル) 以上の純売上高を得た支店を少なくとも 1 つ有している。

企業が CSRD 案の適用範囲に含まれるかどうか (および、どのレベルでの報告が要求されるか) を評価するための分析は複雑であり、企業の法律顧問からのインプットが必要となる可能性があります。

企業は、限定された場合ではありますが、結合された報告書の作成が認められており、組織内のより高いレベルで報告することによって子会社の報告要件を満たすことができる場合があります。さまざまなレベルでの報告のために、どのような情報が必要となるのかについて評価することは、企業が報告する必要があるかどうか (そして、どのように報告する必要があるのか) を決定する際には重要です。

本資料の付録には、より一般的な構造および規模に関するシナリオをいくつか例示し、それに関連する要求事項および発効日をまとめています。

### 適用対象となる企業にはどのような報告基準が適用されるのか

適用範囲の複雑さに加えて、CSRD 案の適用対象となる企業は、すべて同じ基準を適用するわけではありません。次の 3 つの報告基準のうち、どれを適用する必要があるのかは、状況によって異なります。

- **欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)** : 以下に詳述するように、コメント募集のために 13 の基準の草案が公表されています。
- **EU 域外企業に特化した基準** : これらは、EU 域外 (例えば、米国) の特定の適用対象企業がグローバルの連結レベルで適用するための基準です。
- **簡素化された基準** : これらは、EU 規則で定義されている特定の中小企業 (SME)、小規模かつ複雑でない金融機関、およびキャプティブ保険会社 (専属保険会社) が使用するための基準です。

簡素化された基準は、まだ策定されていませんが、PwC は、2022 年後半または 2023 年前半に作業が開始されると予想しています。その後、EU 域外企業に特化した基準の作業が 2023 年後半に開始されると見込まれます。企業は、EU 域外企業に特化した基準の策定を待ってから評価を始めようとするかもしれませんが、PwC は、開示が広範囲になる可能性を考慮し、検討を遅らせるのではなく ESRS 案を参照することによって評価を開始することを推奨します。

## 企業はいつCSRD案に基づく報告を開始する必要があるのか





どの基準を適用するのかという問題と同様に、いつ企業が適用する必要があるのかという決定も、企業を取り巻く事実および状況によって異なることが見込まれます。上記で定義されているすべての「大企業」(従業員500人超およびEU規制市場に上場(すなわち、発行企業))は、ESRS案に基づく報告を最初に要求される企業になるでしょう。報告の第1波は、2024年度(2025年に提出)からの適用開始が要求されます。CSRD案の適用範囲に含まれる他のすべての「大企業」は、通常、もう1年の猶予があり、その他のすべての企業はその後に続きます。

2024年度より適用開始が要求される可能性があるかどうかを理解することが、企業のプランニングにとって重要な一歩であり、法律顧問の助言が必要となる可能性があります。また、2025年度以降に適用が要求される企業であっても、必要なプロセスや統制を整備するための時間的余裕はあまりありません。そのため、主要な実務としては、現行の開示を評価して当初の公開草案との重大な差異を特定することになります。

## CSRD案ではどのようなサステナビリティの開示が要求されるのか

欧州サステナビリティ報告基準の策定にあたって、EFRAGの目的は、現行の基準やフレームワークを基礎としつつ、その上で欧州グリーン・ディールの趣旨やEUの規則に整合させることです。基準案の策定にあたり、EFRAGは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)との協力声明などを通じて、国際機関とテクニカルな専門知識を共有するために協働し、さらに、「資本市場のニーズを満たす投資家重視のベースラインのサステナビリティに関する情報と、より広い範囲の利害関係者のニーズに応えることを意図した情報の両立性と比較可能性」を提供するために、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)と協力することに合意しました。

2022年4月、EFRAGは13の公開草案を[公開協議のために公表しました](#)。これらの提案は、企業のESG戦略、目標と進捗、製品とサービス、取引関係、インセンティブ・プログラムおよびバリューチェーンをカバーしています。これらの基準における開示の提案は、企業がサステナビリティを重視しているかどうかについての利害関係者による評価を支援することを意図したものであり、企業がどのように社会に適合し、より広く社会に貢献しているのかについて全体像を示すことができるよう、ビジネスモデルや戦略に関する企業の説明と相互に関連付けています。公開草案に対するコメントは2022年8月8日が期限であり、2023年半ばには基準が最終化される見込みです。セクター別基準も開発中であり、2022年後半または2023年に公開協議が予定されています。

 <h3>全般的な基準</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 全般的な原則</li><li>2. 全般的、戦略、ガバナンスおよびマテリアリティ(重要性)評価に関する開示要求</li></ol>	 <h3>環境に関する基準</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 気候変動</li><li>2. 汚染</li><li>3. 水と海洋資源</li><li>4. 生物多様性とエコシステム</li><li>5. 資源の使用と循環型経済</li></ol>	 <h3>社会に関する基準</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 自社の従業員</li><li>2. バリューチェーン内の従業員</li><li>3. 影響を受けるコミュニティ</li><li>4. 消費者と最終消費者</li></ol>	 <h3>ガバナンスに関する基準</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ガバナンス、リスク管理および内部統制</li><li>2. 事業活動の実践</li></ol>
--	--	--	---

ESRS案に含まれるテーマの分野は、気候関連開示の拡充と標準化のために2022年3月に公表されたSEC規則案で導入された開示項目をはるかに上回っています。その結果、多国籍企業は、これらの基準での追加的な開示要求に備えておく必要があります。例えば、生物多様性とエコシステムに関するESRS案では、企業が2030年まで、および2050年までに、生物多様性に関連する「正味損失なし」と「正味利得」の目標にコミットしているかどうか、もしコミットしない場合はその理由の説明を開示する要求事項が含まれています。これは、企業が、生物多様性に関してコミットしていないことを開示するのではなく、生物多様性に関して公にコミットすると決定するような行動を促す開示の例となります。

企業は、必要なデータを蓄積しその信頼性を裏付けるための適切なプロセスとコントロールを策定する必要があります。報告がサブ連結または子会社のレベルで初めて要求される場合には、特に困難が伴う可能性があります。

## 気候開示要求に関するEFRAG案は気候開示に関するSEC規則案とどのような点で異なっているのか

SEC規則案と同様に、ESRS案で提案されている気候開示要求は、気候関連財務開示タスクフォース(TCFD)フレームワークの柱に基づいており、そのためいくつかの要素はSEC規則案と重なります。しかし、ESRS案は、世界で現在要求されている報告よりも強固であり、SEC規則案の開示を含め、他の提案を超えるものであるといえます。例えば、SEC規則案は、企業が温室効果ガス(GHG)排出量の削減目標を設定している場合に、その削減目標を開示することを求めています。一方、ESRS案は、企業が特定期間における排出量の削減目標を持つことを要求し、かつ、目標に向けた全体的な進捗状況、およびその進捗状況が当初の計画に沿っているかどうかを開示することを要求しています。

ESRS案におけるその他の開示要求には、以下が含まれます。

- 気候関連リスクに対する企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンスの分析
- 短期、中期および長期にわたる物理的リスクと移行リスクを特定するためのシナリオ分析
- 気候変動の緩和に関する企業の方針およびアクション・プラン(すなわち、パリ協定に規定されているように、地球の平均気温上昇の制限)および適応(実際および予想される気候変動の調整とその影響)
- GHG 排出量のスコープ 1、スコープ 2 およびスコープ 3 を含む業績測定、および純収益 1ドル当たりの GHG 排出量(GHG 原単位)
- 指標の算定に使用した金額と財務諸表に含まれる金額との調整

TCFDフレームワークに基づいて、現在、報告書を作成している企業であっても、CSRD案の開示要求の範囲に準拠するために、開示の性質および範囲を拡大しなければならない可能性があります。

## 企業はバリューチェーンについてどのような情報を開示することが求められるのか

バリューチェーンの開示は、その範囲および企業が支配していない当事者からの情報に依存していることを考慮すると、報告の中で最も難しい分野のひとつとなる可能性があります。開示要求案には、サステナビリティの文脈におけるバリューチェーンの主要な特徴に関する開示が含まれています。例えば、バリューチェーンの開示項目には、以下があります。

- 重要性があるサステナビリティのリスクに関する評価において、企業はバリューチェーンをどのように考慮しているのか
- 大気から除去された温室効果ガスに関連するバリューチェーンの詳細
- バリューチェーン内の従業員の説明
- バリューチェーンによって影響を受けるコミュニティ
- 直接の顧客と、バリューチェーンのより下流の顧客が、企業の製品やサービスをどのように利用しているのか

必要な情報のすべてを入手できない場合、企業は、CSRD案の適用後、最初の3年間はバリューチェーンの開示を、「コンプライ・オア・エクスプレイン(遵守せよ、さもなければ説明せよ)」に基づいて省略することができます。すなわち、企業は開示を省略する理由を説明する必要があります。この猶予により、関連情報を収集し計画を策定するためにより多くの時間を企業に与えることが期待されます。

## 重要性はどのように決定されるのか

前述のように、CSRD案は、以下を理解するために必要な情報を企業が報告することを要求する「ダブル・マテリアリティ」を採用しています。

- 企業が環境、社会および従業員の問題、人権の尊重、汚職防止および贈収賄の問題ならびにガバナンス等のサステナビリティ事項に与える影響(「企業から外部環境への視点」)
- サステナビリティ事項が企業の事業展開、業績、財政状態にどのような影響を与えるか(「外部環境から企業への視点」)

CSRD案の文言によれば、企業はそれぞれのマテリアリティ(重要性)の視点そのものを検討したうえで、サステナビリティ事項が企業に与える影響の理解に必要な情報、および企業が人や環境に与える影響を理解するために必要な情報を開示する必要があります。この重要性に対するアプローチは、投資家や他の資本提供者だけでなく、利害関係者のニーズを認識したものです。これとは対照的に、ISSBとSECは、投資家にとっての重要性に焦点を当てた開示基準を提案しており、これは現行の財務報告の解釈と整合しています。

## 企業が他のフレームワーク(例えば、SEC規則案)に基づき報告する場合に何らかの救済措置は期待できるのか

期待できる可能性があります。CSRD案では、欧州委員会がESRS案と同等の方法で作成されていると判断した場合には、他の報告制度の下で提出された情報を用いてCSRD案の報告に係る要求事項を満たすことができる可能性があるとしています。欧州委員会は同等性について何の決定も行っておらず、現時点ではこのプロセスがどの程度の時間を要するのかが不明です。さらに、3つの提案の中でも範囲や主要な概念(重要性など)に一定の差異があることを踏まえると、それらのフレームワークが同等であるとみなされるかどうかはまだわかりません。そのため、現時点では、適用範囲に含まれると予想される企業は、CSRD案に基づき要求されるすべての開示について準備する必要があると考えておくほうが良いでしょう。

## 第三者保証は要求されるのか

第三者保証は要求されます。CSRD案には、報告されるサステナビリティ情報に対する保証義務が含まれます。SECは、一部の種類の登録企業についてのみGHG排出量に対する保証を提案していますが、CSRD案は、企業のサステナビリティ報告のすべてに対する保証を要求することになります。

この要求事項は、限定的保証から始まり、その後合理的保証まで拡大することになります。限定的保証とは、対象事項が重要性のある虚偽表示であると結論付けるような問題が監査人によって識別されなかったという消極的な形式で表明する保証です。合理的保証には、企業の内部統制の検討を含む広範囲の手続が必要になります。NFRDに基づく監査要求は開示の「存在」に限定されており、内容についての強制的な監査要求はないため、CSRD案は現行からの著しい変更となります。

現在の暫定合意によると、企業の財務諸表に対する監査人は、サステナビリティ報告に対する保証を提供することができます。ただし、EU加盟国は、異なる監査人または独立した保証業務プロバイダーにサステナビリティ報告に対する保証の提供を認める可能性があります。これは、CSRD案の指示どおりに認可が取得されており、当該保証業務プロバイダーが財務諸表の監査人と同等の監督および品質要求の対象となっている場合に限りです。

さらに、監査委員会は、例えば、「監査委員会がサステナビリティ報告の完全性にどのように貢献したのか、監査委員会はその過程においてどのような役割を果たしたのか」の説明を含む、サステナビリティ報告のプロセスの監視を含めて、サステナビリティ報告に対する責任を負うことが期待されます。

## 次のステップ

適用範囲の評価が複雑になる可能性と開示要求の範囲の広さ、さらには情報の入手や報告システムの開発と導入に見込まれる労力を考慮すると、企業は今、報告義務に対する準備を始めるべきです。その第一歩は、グローバル企業またはその一部がCSRD案の適用範囲に含まれるかどうかを決定することです。次に、企業は、開示要求への遵守に何が含まれているのか、適用される発効日についての評価を行うべきです。これには、CSRD案の範囲に含まれる企業に適用される可能性のあるその他のEU規制(例えば、持続可能な経済活動に関するEUタクソノミー)の検討が含まれます。これらは論点が多く、企業は法務チームを早期に関与させる必要があるかどうかを評価しなければなりません。

CSRD案は、サステナビリティ開示を単に義務付けるだけではありません。すなわち、企業行動の変容を促すことを目的としています。企業には、サステナビリティの文脈の中でその存在意義とビジネスモデルの内容を見直す機会となります。企業にとって長い道のりになりますが、早期に取り組むことにより成功をつかむことができます。

## 一般的な構造および規模に関するシナリオの例示と関連する要求事項

以下の簡略化された事実パターンは、適用範囲、適用基準および適用時期を評価する際に考慮すべき要因の一部を説明するものです。これらの例示は、限定された場合に結合された報告書を作成することが認められており、組織内のより高いレベルで報告することによって子会社の報告要件を満たすことができる場合を考慮していません。実際の分析は複雑であり、企業は、CSRD案を注意深く検討し、法務チームの早期関与の必要性を評価すべきです。さらにEU加盟国がCSRD案を変更した場合には、下記の例示の発効日には例外が生じる可能性があります。

事実パターン	適用可能な報告基準	12月決算企業に対して報告が義務付けられる時期
<b>EU域外の親会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>親会社はEU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を有している。</li> <li>親会社は「大企業」の定義を満たしている、または、「大企業グループ」の親会社である。</li> <li>親会社または「大企業グループ」は、500人超の従業員を有している。</li> </ul>	グローバルの連結ベースでのESRS案に基づく報告	2024年1月1日(2025年に報告)
<b>EU域外の親会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>親会社はEU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を保有している。</li> <li>親会社は「大企業」の定義を満たしている、または「大企業グループ」の親会社である。</li> <li>親会社または「大企業グループ」は、250人から500人の従業員を有している。</li> </ul>	グローバルの連結ベースでのESRS案に基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)
<b>EU域外の親会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EUにおける純売上高(収益)は、150百万ユーロ超である。</li> <li>親会社は、以下の1つ(以上)を有している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「大企業」の定義を満たす少なくとも1つのEU子会社</li> <li>EU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を有する少なくとも1つのEU子会社</li> <li>40百万ユーロ超の収益を有する少なくとも1つの支社</li> </ul> </li> </ul>	グローバルの連結レベルでのEU域外企業に特化した報告基準に基づく報告  <i>子会社の報告要件に追加される可能性がある</i>	2028年1月1日(2029年に報告)
<b>EU子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の親会社</li> <li>子会社は、「大企業」の定義を満たしている。</li> <li>子会社は、EU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を保有している。</li> <li>子会社は500人超の従業員を有している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでのESRSに基づく報告	2024年1月1日(2025年に報告)
<b>EU子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の親会社</li> <li>子会社は、「大企業」の定義を満たしている。</li> <li>子会社は、EU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を保有している。</li> <li>子会社は250人から500人の従業員を有している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでのESRSに基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)

事実パターン	適用可能な報告基準	12月決算企業に対して報告が義務付けられる時期
<b>EU子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の親会社</li> <li>子会社は「大企業」の定義を満たしている、または「大企業グループ」の親会社である。</li> <li>子会社は、EU規制市場に上場している負債性証券または資本性証券を保有していない。</li> </ul>	個別の子会社レベル(または、EUのサブ連結レベル)でのESRSに基づく報告	2025年1月1日(2026年に報告)
<b>EU子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の親会社</li> <li>子会社は、中小企業(EU規則で定義される、小規模企業または中規模企業の定義を満たす)である。</li> <li>子会社は、EU規制市場に上場している負債性証券または持分証券を保有している。</li> </ul>	個別の子会社レベルでの簡素化された基準に基づく報告	2026年1月1日(中小企業が2028年までの報告免除を利用する場合を除き、2027年に報告)
<b>EU子会社</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域外の親会社</li> <li>子会社は、(EU規則で定義されている)小規模かつ複雑でない金融機関またはキャプティブ保険会社である。</li> </ul>	個別子会社レベルでの簡素化された基準に基づく報告	2026年1月1日(2027年に報告)

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.